

公的個人認証サービス 電子証明書の手続きはお早めに

公的個人認証サービスとは、

インターネットで安心・安全に行政手続きができるように、成りすましやデータ改ざんなどを防ぐ機能(電子証明書)を発行するサービスです。本サービスを利用することによって、自宅や職場のパソコンを使ってe-Tax(確定申告)や各種行政手続き(電子申請)ができます。

本サービスを使用するためには、電子証明書付マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード、インターネット接続されたパソコンおよびICカードリーダーが必要で

①マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は、発行の日から3年間です。住民基本台帳カードへの新たな電子データの格納は平成27年12月をもって終了しています。有効期限が切れた場合は、マイナンバーカードの交付を申請して

②住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書の有効期限は、発行の日から3年間です。住民基本台帳カードへの新たな電子データの格納は平成27年12月をもって終了しています。有効期限が切れた場合は、マイナンバーカードの交付を申請して

ください。

なお、有効期間内であっても、引越しや婚姻などにより電子証明書の記載事項に変更が生じた時は、自動的に失効しますのでご注意ください。

マイナンバーカードの申請方法

いずれかの方法で申請してください。

1 郵便による申請 通知カードに同封された「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入、および顔写真を添付して、返信用封筒に入れ、郵便ポストに投函してください。

2 スマートフォンもしくはパソコンによる申請 申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項の入力および顔写真を添付して送信してください。

3 まちなかの証明用写真機からの申請 画面の案内にしたがって、交付申請書のQRコードをかざし、必要事項の入力と顔写真の撮影をして送信してください。

マイナンバーカードの受取方法

お渡しの準備が出来ましたら、市役所から交付通知書(は

がき)を郵送しますので、カードの受け取りに市役所へ来庁していただきます。

○交付時間

月曜日～金曜日 9時～11時30分、13時～16時
土曜日 9時～11時30分(第3土曜日は除く)

○必要なもの

交付通知書(はがき)、通知カード、本人確認書類(運転免許証などの写真付きのものは1点、健康保険証、年金手帳などの写真なしのものは2点)、住民基本台帳カード(お持ちの方)

○その他

マイナンバーカードは申請から交付通知書が届くまで約1か月かかります。余裕をもって申請してください。

カードの受け取りは必ず本人がお越しください。なお、病气や身体の障害などのやむを得ない理由で、来庁することが難しい場合は、市民課にお問い合わせください。

関連サイト

マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbangou-card.go.jp/index.html>

問合せ 市民課住民記録担当

● 広島市平和記念式典に参列しました ●

問合せ 総務人権推進課人権推進担当



平成23年8月4日に開かれた「鶴ヶ島市子ども議会」で、将来にわたり夢や希望が持てるまちづくりの実現に向け、市内各小学校6年生の代表が「わたしたちの平和宣言」を採択しました。

これを受けて、市は、平成24年3月30日に「鶴ヶ島市平和都市宣言」を制定、平和推進事業の一環として、「広島市平和記念式典児童派遣事業」を実施しています。

今年も8月5、6日に、市内各小学校の代表児童が、広島市平和記念式典に市民の代表として参列しました。また、平和記念資料館や原爆ドームを訪れ、原子爆弾の恐ろしさ、平和の大切さを知り、大きく成長して帰って来ました。

8月27日には南市民センターで報告会を行い、子どもたち一人ひとりが、平和への思いや、平和な社会の尊さを将来にわたり、伝えていくことを力強く訴えました。

会場には、過去に派遣された子どもたちも訪れ、後輩たちの報告を聞き、新たな平和の伝承者の誕生を見守りました。

報告会の様子や、参加児童が発表した作文を市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



入学準備金貸付制度

高等学校、大学・短大・専修学校(学校教育法により定められたものに限る)に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により就学が困難な方のために、入学に要する経費の一部を無利子でお貸しします。

対象 次の全てに該当する方

- ①市内に引き続き1年以上居住している
- ②高等学校、大学・短大・専修学校に入学する予定の方の保護者
- ③市税を滞納していない
- ④連帯保証人を1人得られる

貸付限度額

- ①高等学校・専修学校
(高等課程で修業年限が2年以上) ≪ 20万円
- ②大学・短大・専修学校(専門課程で修業年限が2年以上) ≪ 30万円

申請期間/貸付時期

- 第1期 10月3日(月)～11月15日(火)／12月上旬以降
- 第2期 平成29年1月4日(水)～13日(金)／平成29年2月下旬以降

貸付金の償還

①の場合、貸付後半年間据置き、月額6700円を29回、

5700円を1回無利子償還
②の場合、貸付後半年間据置き、月額7200円を41回、4800円を1回無利子償還

申込み 学校教育課にある入学準備金貸付申請書に必要事項を記入して必要書類とともに学校教育課に提出してください。

貸付の決定は申請者に文書で通知します。決定の通知を受け取った方は、連帯保証人(1人)と連署の借用書に入学を決定する書類などを添えて学校教育課に提出してください。

その他 申込期限後に貸付審査会を開催し、認定者を決定します。

なお、収入の多いご家庭にはご遠慮いただくことがあります。

問合せ 学校教育課学務担当

**ひとり親家庭児童
就学支度金支給制度**

埼玉県では、ひとり親家庭の児童が中学校へ入学するときの就学支度金を支給する制度を設けています。

次に該当する方は期限までに申請してください。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父または父母のいない児童を

養育している方で、平成29年4

月に中学校へ就学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯の方(生活保護受給世帯を除く)

※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している扶養義務者のそれぞれの平成27年分の所得額によって、市町村で市町村民税(所得割・均等割)が課税されている方がいない世帯です。

支給額 中学校入学児童1人につき1万円

申込み 11月30日(水)までに申請書に必要事項を記入し、振込金融機関が確認できるもの(通帳など)を持参の上、直接ごも支援課子育て支援担当へ。

また、平成28年1月1日以降に鶴ヶ島市に転入された方は1月1日にお住まいだった自治体で市町村民税非課税証明書をお取りいただき、提出が必要となります。申請期限を過ぎると受付できません。対象になると思われる方には、申請書を10月中旬に送付します。

問合せ こども支援課子育て支援担当、県少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当(☎048・8330・3337)

**きれいなまちづくり運動
秋期一斉清掃**

問合せ 生活環境課環境推進担当



市では、市民や自治会などと協働して、身近な環境美化と保全を目的に一斉清掃を実施します。皆さんの参加をお願いいたします。

期日 10月16日(日)

場所 地域の道路や公園など(清掃箇所・開始時間などは、それぞれの自治会におたずねください。)

その他 10月16日(日)が雨天の場合は、23日(日)に延期します。23日(日)も雨天の場合は中止となります(延期や中止のときは、7時30分ごろ防災行政無線で放送します)。

**鶴ヶ島市つるの里奨励賞候補者を
推薦してください**

提出・問合せ 秘書政策課秘書担当

市では、毎年、鶴ヶ島市表彰式において、スポーツ、文化その他の分野で全国的に活躍し、優れた成績を収めた方々を表彰しています。皆さんの身近で候補者となられる方がいましたら推薦してください。自薦、他薦は問いません。

対象 平成27年11月1日から平成28年10月31日までに実施された全国レベルの大会などで活躍、または優れた成績を収めた市内在住在学の個人や市内で活動する団体など

受付 10月3日(月)～11月4日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

推薦の方法 所定の推薦書に推薦者の住所・氏名・電話番号、候補者およびその功績などを記入し、審査上参考となる資料を添えて直接お持ちください。推薦書(様式)は、秘書政策課秘書担当で配布、または市ホームページからもダウンロードできます。

医療費通知をお送りします

国民健康保険では年に6回、被保険者の皆さんが医療機関を受診した医療費の額などを「医療費のお知らせ」として、世帯主宛にお送りしています。

国民健康保険で診療を受けた場合、医療機関へ支払われる医療費は、皆さんが負担した保険税と、国や県からの補助金などによって賄われています。

国民健康保険の制度をご理解いただき、被保険者の皆さん一人ひとりが健康管理に心掛け、同一の病気・ケガで複数の医療機関にかかる「重複受診」や、同じ月内に繰り返しかかる「頻回受診」を見直すなど、適正な保険診療にご協力をお願いします。

なお、「医療費のお知らせ」に記載された受診日数や医療費の額に相違がある場合はご連絡ください。

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

国民健康保険では、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)で処方されているお薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代がどのくらい軽減できるのか試算したお知らせをお送りしています。

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される新薬と同等の有効成分、効能および効果を持つ医薬品で、価格が安く、新薬から変更することで薬代の負担が減り、医療費の抑制につながります。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、体質によって効き目や副作用に差が出る場合がありますので、医師や薬剤師にご相談ください。



問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

第2次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画(素案)に対する意見を募集します

市および市社会福祉協議会は、第2次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画を協働して策定します。このたび計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

募集期間

10月11日(火)～11月11日(金)

対象

市内在住在勤在学の方
市内に事務所・事業所を有する個人、法人、その他の団体
市の事務事業に利害関係を有する個人、法人、その他の団体

計画(素案)の閲覧場所

市ホームページ、市役所情報公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター、福祉政策課、市社会福祉協議会

意見の提出方法

住所、氏名、連絡先(電話番号など)、在勤在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある場合はその内容、素案の該当箇所および意見を記入(様式は自由)し、直接または郵送(〒350-2292(住所不要))、ファクシミリ(FAX049・271・1190)、メール(✉10500010@city.tsurugashima.lg.jp)で福祉政策課。電話や窓口での口頭での意見は受付できません。

お寄せいただいたご意見について

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方などについては、後日ホームページ上にてお知らせします。なお、類似の意見は、取りまとめさせていただきます。また、個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報については、非公開とし、他の目的で利用することはありません。

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当



**マイバッグを
持ち歩きましょう！**

マイバッグを持ち歩き、レジ袋をもらわないことで、ゴミの減量に大きく貢献することができます。

レジ袋も「リサイクルすればゴミにならない」という意見もありますが、使い終わったレジ袋は最終的にゴミとなってしまいます。

レジ袋をもらわないことで、原料となる資源の削減や、ゴミとなって燃やすときに発生する二酸化炭素排出量の削減をすることができます。

マイバッグを持ち歩くことで、身近なところから、環境にやさしい生活を心がけましょう！

問合せ先 生活環境課環境保全担当



保留地公売のお知らせ

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を抽選で公売します。

抽選参加申込み受付期間 10月3日(月)～11月21日(月)

9時～17時(原則として土・日曜日、祝日は除く)

受付場所 市役所2階区画整理課

抽選日時 11月30日(水) 13時15分受付 13時45分抽選開始

抽選場所 市役所501、503会議室

注意事項 抽選参加申込みをされる方は必要提出書類などがありますので、あらかじめ区画整理課に設置の「保留地公売案内」を読み、保留地物件を確認したうえ抽選参加申込みをしてください。
※詳細は市ホームページまたは、区画整理課設置の保留地公売案内をご覧ください。

問合先 区画整理課事業担当

番号	面積(m ²)	公売価格(円)	備考
①	約109	17,658,000	若葉駅から約300m 徒歩約4分 第一種中高層住居専用 地域、地区計画区域
②	約135	20,655,000	若葉駅から約650m 徒歩約9分 第一種中高層住居専用 地域、地区計画区域
③	約135	21,195,000	
④	約135	21,195,000	
⑤	約234	25,272,000	
⑥	約146	22,779,000	



ペットは責任を持って飼いましょう ～ペットによる迷惑行為が増えています～

問合先 生活環境課環境推進担当

🐾 ペットを飼う心がまえ

自分に合ったペットを選ぶ

動物を飼う前にあなたの住環境(一戸建てか集合住宅か、室内・屋外で飼うのか)、家族構成やライフスタイル(主に誰が世話をするのか、時間的な余裕、経済力など)を考える必要があります。特に、集合住宅の場合は、ペットを飼うことができるか、よく確認し、飼える場合でも管理規約などを理解しておくことが大切です。

愛情と責任を持つ

飼っているペットが幸せであることも大切です。思いやりを持って、家族と同様(家族の一員)の愛情を持って飼いましょう。ペットに対する責任と社会に対する責任があることも認識してください。飼い主とペットが幸せに暮らし、近隣の人も楽しい気持ちにさせるような飼いが理想です。

飼うことで周囲の人に迷惑をかけないようにする

ペットの鳴き声、においなどに注意し、毛や糞などを適切に処理し、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

最期まで飼う(終生飼養)

途中で飼うことをあきらめ、ペットを捨てたりしないで、命を全うするまで世話をしましょう。

🐾 飼い猫

- できるだけ室内で飼う。
- 家の中にトイレを用意して使わせる。
- 飼い主を特定するため、首輪や名札などをつける。

不妊手術のすすめ

猫は、生後12か月頃になると妊娠・繁殖が可能となります。1回の出産で5匹程度産まれるとも言われています。産まれてくる命すべてに責任を持ち、きちんと世話をすることは簡単ではありません。無制限に繁殖させないためにも避妊や去勢手術を受けさせるようにしましょう。

猫についての相談

県動物指導センターでは、猫の正しい飼い方についての相談と指導を行っています。

問合先 埼玉県動物指導センター ☎048・536・2465

🐾 飼い犬

- リードなどでつなぐか、柵や檻などの中で飼う。
- 鳴き声・悪臭などで近隣に迷惑をかけないようにする。
- 散歩のとき、ふんは持ち帰り、尿の処理もきちんとする。

犬の登録

生後91日以上以上の犬の所有者は、市に登録することが義務づけられています。住所変更・飼主の変更・犬が死亡した場合も届出が必要です。

狂犬病予防注射

飼い犬は、毎年1回狂犬病の予防接種を受けさせなければなりません。

マナー看板などの配布

市では、放し飼い禁止・ふんの持ち帰りなどのマナー看板や放置されたふんの注意を促す「イエローカード」を用意しています。ご希望の方は、市に申し出てください。



犬についての相談

飼い犬が人をかんでしまったときは直ちに保健所へ連絡してください。また、保健所では犬の飼育方法(鳴き声、臭い、放し飼い)などで困っている場合、必要に応じて飼い主への指導を行っています。

問合先 坂戸保健所 ☎049・283・7815

※不適切な飼い方で、他人や他人の財産に危害や損害を与えた場合、飼い主に損害賠償責任が命じられた例が多数あります。

自動通話録音機を無償で貸与します

オレオレ詐欺や還付金詐欺などを代表とした詐欺集団は、常にお年寄りを狙っています。近年、市内でも振り込め詐欺の電話が増加しています。最近では事前に高齢者の情報を調べた上で市役所、郵便局および警察などの職員になりすまし、巧妙な手口でお金の振り込みに誘導します。そこで、市では振り込め詐欺を事前に防ぐことを目的に、自動通話録音機を無償で貸与することとしました。不審な電話が多くお困りの方、電話対応がご心配な方は、ぜひお申し込みください。

自動通話録音機とは？

自宅の電話機の手前に設置すると、3回呼び出し音が鳴った後、「この電話の通話内容は防犯のために録音されています。予めご了承ください。」というメッセージが流れ、自動で通話内容が録音されます。振り込め詐欺集団は、自分の声や通話内容が録音されることを嫌がるため、被害を未然に防ぐ効果が期待されるものです。

※ナンバーディスプレイ機能付電話機やファクス付電話機をお使いの方は、対応できない場合があります。事前にお問い合わせください。

対象 市内在住の65歳以上で、1人暮らしの方(申込順)

申込期間 10月3日(月)～平成29年2月28日(火)

申込み 使用者の身分を確認できる書類(または写し)を持参のうえ、市役所3階安心安全推進課へ直接お越しください。
※身分証明書例：運転免許証(運転経歴証明書)、被保険者証、後期高齢者医療被保険者証など

貸与台数 1世帯につき1台

問合せ先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

若葉駅西口土地区画整理審議会 委員選挙人名簿の縦覧を行います

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理審議会委員の任期満了(平成28年12月15日)に伴う審議会委員選挙を実施するため、土地区画整理法に基づく選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

審議会委員は、選挙人名簿に記載された選挙人(若葉駅西口土地区画整理事業地区内の土地所有者、借地権者または敷地権を有する人)による選挙によって選出します。

縦覧日時 10月5日(水)～18日(火) 8時30分～17時(土・日曜日、祝日も行います)

縦覧場所・問合せ先 区画整理課事業担当

市教育委員会の事務に関する 点検評価報告書を公表します

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検・評価を行い、公表することとなっています。今回は、平成27年度事務の点検評価を実施しました。

閲覧場所 市ホームページ、市役所1階情報公開コーナー、市民活動推進センター、各市民センター、中央図書館

問合せ先 教育総務課総務担当

消防情報

『消しましょう その火その時 その場所で』2016年度全国統一防火標語

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防本部 ☎049-281-3119 <http://sakatsuru119.jp/>

特別点検のお知らせ

火災の多発する季節を迎えるにあたり、消防職・団員の士気高揚・団結を目的とし、消防本部、鶴ヶ島市消防団および坂戸市消防団の特別点検を行います。

当日7時に消防職・団員の召集のため、各消防署の屋上サイレンを鳴らしますので、災害と間違えないで下さい。

日時 11月6日(日)8時～

場所 坂戸市民総合運動公園および高麗川河川敷

内容 消防訓練礼式、放水試験など

問合せ先 消防本部庶務課

埼玉県知事表彰を受賞

坂戸・鶴ヶ島消防組合は「救急医療優良団体」として埼玉県知事表彰を受賞しました。

近年救急搬送が増加傾向にある中、当消防組合は、受入医療機関との連携強化に取り組んだことにより、病院への収容時間が大幅に短縮され、救急医療に大きく貢献したことが認められたものです。

また、関越病院は受入率の向上に努めたことが認められ、「救急医療功労医療機関」として埼玉県知事表彰を受賞されました。

